

# 複合問題対策②

## (社保・常識編)



本試験の択一式問題では、5つの肢すべて異なる分野から出題される“複合問題”が増えてきています。直前期を迎え、複数分野の知識を短時間で効率よく頭の中から出し入れできるよう、過去問を使った答練形式で解説、まとめの図表でトレーニングします。今月は社保・常識編です。

社会保険労務士  
小林 勇  
(山川社労士予備校)



〔問 1〕 国民年金法に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 老齢厚生年金を受給する66歳の厚生年金保険の被保険者の収入によって生計を維持する55歳の配偶者は、第3号被保険者とはならない。
- B 老齢厚生年金の受給権者の配偶者が、当該老齢厚生年金の受給権が発生した当時、65歳を超えている場合は振替加算の対象とされない。
- C 死亡した被保険者によって生計を維持していた配偶者であっても、遺族の範囲に属する子を有しないときは、遺族基礎年金を受けることができない。ただし、当該配偶者が障害等級1級又は2級の障害の状態に該当する場合は、遺族基礎年金の受給権を取得できる。
- D 死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間を5年と合算対象期間を5年有する夫が死亡した場合、所定の要件を満たす妻に寡婦年金が支給される。なお、当該夫は上記期間以外に第1号被保険者としての被保険者期間を有しないものとする。
- E 65歳以上の場合、異なる支給事由による年金給付であっても併給される場合があり、例えば老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給される。一方で、障害基礎年金の受給権者が65歳に達した後、遺族厚生年金の受給権を取得した場合は併給されることはない。

## 1-A 強制被保険者（法7条1項）

### ここでまとめ！

第1号被保険者	日本国内に住所を有する <b>20歳以上60歳未満</b> の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法に基づく <b>老齢給付等</b> を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を <b>除く</b> ）
第2号被保険者	<b>厚生年金保険の被保険者</b> （ <b>65歳以上の者</b> にあつては、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の <b>老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付</b> であつて政令で定める給付の <b>受給権を有しない者</b> に限る）
第3号被保険者	<b>第2号被保険者の配偶者</b> （日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して <b>日本国内に生活の基礎</b> があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る）であつて主として第2号被保険者の収入により <b>生計を維持</b> するもの（第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を <b>除く</b> ）のうち <b>20歳以上60歳未満</b> のもの

## 1-B 振替加算（昭60法附則14条）

### ここでまとめ！

#### ◆加算要件Ⅰ（配偶者（老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権者）が年上の場合）

- |  |
|--|
| ① <b>65歳に達した日</b> において、老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る）又は障害厚生年金の受給権者である <b>配偶者</b> によって <b>生計を維持</b> していた |
| ② <b>65歳に達した日の前日</b> において、老齢厚生年金又は障害厚生年金の <b>加給年金額</b> の計算の基礎となっていた  |

#### ◆加算要件Ⅱ（配偶者（老齢厚生年金・障害厚生年金の受給権者）が年下の場合）

- |   |
|---|
| ① <b>65歳に達した日以後</b> に、 <b>配偶者</b> が老齢厚生年金（その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上であるものに限る）又は障害厚生年金の受給権者となった |
| ② 配偶者が老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給権者となった当時、 <b>配偶者</b> によって <b>生計を維持</b> していた                              |

## 1-C 遺族基礎年金の受給権者（法37条の2）

### ここをチェック！

- 遺族基礎年金を受けることができる配偶者又は子は、**被保険者又は被保険者であった者の配偶者又は子**であつて、被保険者又は被保険者であった者の **死亡の当時**その者によって **生**